

稽古及び大会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

公益社団法人 全日本銃剣道連盟
医学・安全委員会

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染が完全に終息していない状況において、銃剣道の稽古や大会等を再開するにあたっての基準及び感染拡大防止のための留意点について、公益財団法人日本スポーツ協会が発表したスポーツイベント再開に向けたガイドライン等に基づきまとめたものです。都道府県連盟等におかれましては、本ガイドラインに従って実施していただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあります。

また、利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付でスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただくようお願いいたします。

2. 平素の稽古における留意事項

(1) 「新しい生活様式」に対応した稽古要領

- ① 体調不良者(体温 37.5℃以上、咳・痰・強いだるさ等の症状がある者)は参加しない。
または、参加させない。
- ② 稽古を行う場合、既往症、高齢者(65歳以上)は主治医と相談する。
- ③ 平素の生活や稽古中に、手洗いをこまめに行う。
- ④ 道場入口等に消毒用アルコールを設置し、前後に必ず手指を消毒する。
- ⑤ 室内での稽古・会議等では、十分な換気を積極的に行い、相互に前後左右の距離を1.5～2メートル取る。
- ⑥ 平素の健康維持に留意する。

(2) 対面的稽古を行ってはいけない場合

- ① 緊急事態宣言、特定警戒都道府県、特定都道府県に指定される場合
- ② 緊急事態措置の対象とならない地域においても、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合

(3) 対面的稽古を再開する場合の注意事項

- ① 対面的稽古の再開にあたっては、飛沫防止につとめる。
- ② 面を着けて行う稽古では、武道具店等が販売する面専用の「フェイスガード」等を使用する。
- ③ 基本技や形等、面を着けないで行う稽古では、スポーツ用もしくは通気性の良い布製のマスクを着用する。
- ④ 市販の一般的なマスクは、対面的稽古を行う場合においては使用しない。

3. 大会等の再開にあたっての基本的考え方

- 当該大会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提

(1) 緊急事態宣言、特定警戒都道府県、特定都道府県に指定される都道府県

- 中止または延期する。

(2) 上記の対象とならない都道府県

- 「新しい生活様式」に基づく各都道府県におけるスポーツイベントの開催に係る方針に従い、実施の可否等について判断する。
- 感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の対応を行う。

4. 大会等開催・実施時の感染防止策

(1) 大会等の参加募集時の対応

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参する（参加受付時や着替え時で会話をする際にはマスクを着用）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2メートルを目安に（最低1メートル））を確保する。
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしない。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う。
- ⑦ 大会等終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、アルコール等の手指消毒剤を設置する。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計等で特定し、入場を制限することも考えられる。）

- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ④ 参加者が距離をおいて（2メートルを目安（最低1メートル））並べるように目印の設置等を行う。
- ⑤ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行う等、当日の混雑を極力避ける。

（3）大会等参加者への対応

1）体調の確認

主催者は、大会等当日に、参加者から以下の情報を主催者が保存できる形で提出を求める。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号） ※個人情報の取り扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳、喉の痛み等、風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

2）マスク等の準備

- ① 主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認する。（大会役員・審判員・競技役員を含む）
- ② 参加者が競技を行う際は、2項（3）に準ずる。その他参加の受付、着替え、表彰式等の運動・競技を行っていない間、特に会話時にはマスクの着用を求める。
- ③ 審判員及び競技役員は、競技中においてもマスクを着用する。

3）大会等参加前後の留意事項

大会等に参加する個人や団体は、前後のミーティングや懇親会等においても、「三つの密」を避けること、会話時にマスクを着用する等の感染対策に十分に配慮する。

（4）大会等の主催者が準備等すべき事項

1）手洗い場所

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しない。）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

- ① 広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- ③ ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等については、こまめに消毒する。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

3) 洗面所

- ① ドアノブ、水洗トイレのレバー等については、こまめに消毒する。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しない。）

4) 飲食物の提供時

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- ② スポーツドリンク等の飲料は、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる。

5) 観客の管理

- ① 観客同士が密な状態とならないよう、予め観客席の数を減らす等の対応をとる。
- ② 大声での声援を送らないことや会話を控える。
- ③ 会話をする場合にはマスクを着用する。

6) 会場

○ 室内で実施する場合、換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開け外気を取り入れる。

※ スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考

7) ゴミの廃棄

- ① ゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点（主催者が、参加者に周知・徹底する事項）

- ① 十分な距離の確保：感染予防の観点からは、少なくとも 2 メートルの距離を空けることが適当である。
- ② 位置取り：前の人の呼気の影響を避けるため、横に並ぶ、あるいは斜め後方に位置取る。
- ③ その他
 - ア 運動中に、唾や痰を吐かない。
 - イ タオルの共用はしない。

ウ 飲食は、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、
会話は控えめにする。また回し飲みはしない。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てない。

(6) その他

- ① 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会等当日に参加者より提出された情報（上記（3）1）について、保存期間（少なくとも1か月以上）を定めて保存する。
- ② 大会等終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局と予め検討しておく。

<参考ホームページ>

- ・ 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成、令和2年5月25日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- ・ 移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・ スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>